

平成28年1月1日の番号法の施行により、税務関係の申告・申請書には個人番号・法人番号の記載が必要となりました。個人番号（マイナンバー）を記載した申告書等を提出する際は、虚偽申請や各証明書の不正取得を未然に防止するために、対象者の「本人確認（番号確認）＋（身元確認）」を行いますので、個人番号カード等の本人確認書類を提示又は写しの添付が必要です。

※以下の内容は、税務関係の申告・申請に関して必要とする書類の例です。

本人が申請する場合

「個人番号カード」を持っている場合

「個人番号カード」のみ 持参してください。

1枚で「番号確認」と「身元確認」が可能です。



（個人番号カードの見本）

「個人番号カード」を持っていない場合

「番号確認」と「身元確認」を行う下記の書類（①と②の両方）を持参してください。

① 「番号確認」のための書類 （次のうちいずれか1点）

「通知カード」（紙製）

マイナンバーが記載された住民票の写し

マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書



（通知カードの見本）

② 「身元確認」のための書類 （次のうちいずれか1点）

【顔写真付きの身元証明書】（氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。）

【例】運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳、住民基本台帳カード（顔写真付き）、その他の身分証明書（顔写真付き）社員証等

【顔写真なしの身元証明書】（氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りです。）

【例】公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等

上記の「身元確認」のための書類をお持ちでない場合は、次項に記載の書類を2点持参してください。

② 「身元確認」のための書類（次のうちいずれか2点）

【顔写真なしの身元証明書】（氏名、住所又は生年月日の記載があるものに限りします。）

【例】住民基本台帳カード（顔写真なし）、その他の身分証明書（顔写真なし）社員証等、資格証明書等（顔写真なし）、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、公的機関が発行した証明書等（母子健康手帳、生活保護受給者証等）、所得税法に規定された書類（源泉徴収票、支払通知書等）国税・地方税の納税証明書、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書等

代理人が申請する場合

法定代理人（親権者や後見人等）や税理士、同居の家族などが代理で申請する場合

「本人確認」として、

①申請者の「番号確認」、②代理人の「身元確認」、③申請者の「代理権の確認」を行います。

①申請者の「番号確認」（申請者＝本人）

本人が申請する場合と同様の申請者の「番号確認」書類または写し（1点）＜表面①参照＞

② 代理人の「身元確認」（代理人≠本人）

本人が申請する場合と同様の代理人の「身元確認」書類（1点または2点）＜表面②参照＞

③申請者の「代理権の確認」

本人が作成した委任状（原本）、戸籍謄本または資格を証明する書類（法定代理人）
税務代理権限証明書（税理士等）等

※同一世帯の家族であれば委任状は不要です。ただし、同一住所でも別世帯の場合は委任状が必要です。

郵送による提出の場合

個人番号が記載された申告書や申請書を郵送で提出する場合は、本人が申請する場合及び代理人が申請する場合と同様の「本人確認（番号確認と身元確認）書類」の写しを必ず同封してください。

また、代理人が申請する場合の委任状は必ず原本を同封してください。

「本人確認書類」の不備等により本人確認ができない場合について

番号法16条に基づく「本人確認（番号確認と身元確認）」ができない場合、申告書・申請書等への個人番号（マイナンバー）の記載が無かったものとして取扱い、マイナンバーを収集しません。

ただし、申告書・申請書は有効なものとして受理いたします。